

**令和4年度 山梨地方最低賃金審議会
第3回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
議事録（一部議事概要）**

1 日 時：令和4年10月26日（水）午前9時27分～午前10時33分

2 場 所：山梨労働局 1階大会議室

3 出席者：公益代表：伊藤委員、今井委員、岡松委員
労働者代表：雨宮委員、飯沼委員、櫻井委員
使用者代表：金井委員、川島委員、内藤委員
事務局：岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

（1）改正審議

（2）その他

5 審議会内容

（賃金室長）

本日は皆様御多用のところお集まりいただきましてありがとうございます。

定刻より少し早いのですが、皆様御揃いですので、ただいまから、令和4年度山梨地方最低賃金審議会第3回山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、伊藤部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

（伊藤部会長）

はい、本日もよろしくお願いいいたします。

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かございますか。

（賃金室長）

それでは、2点、説明をさせていただきます。

まず、1点目は、各側の控室についてです。

各側の控室につきましては、前回と同様、労働者側は「3階の相談室」、使用者側は「2階の相談室」としておりますのでよろしくお願いいいたします。

2点目は資料の説明です。

封筒の中に資料としまして、全国における輸送用機械器具等製造業最低賃金の改正状況一覧表を入れさせていただいているのですが、昨日の夕方ごろにいくつかの県で改定額が入ってありましたので、こちらを反映させたものを封筒の外に、一枚紙で御用意させていただきました。

必要に応じてこちらを御利用いただければと思いますのでよろしく申し上げます。

説明は以上です。

(伊藤部会長)

はい、ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(特になし。)

【 議 事 (1) 改正審議 】

(伊藤部会長)

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本日は、公益案をお示しし、できる限り、全会一致による決議で結審し、答申を行いたいと考えておりますので、各側の御協力をよろしく申し上げます。

前回の専門部会におきまして、労働者側は+35円、使用者側は+18円の金額を提示いただいておりますが、金額に開きがあることから、一旦持ち帰り、再検討をお願いしました。

まずは、再検討された金額とその理由につきまして、お聴きしたいと思います。

では、労働者側からお願いします。

(櫻井委員)

前回の35円という金額は前回説明したとおりですけれども、労働側の委員で再度検討いたしまして、今回、24円という金額を、検討の結果、提示させていただきました。

理由は、使用者側の委員は、第4表の一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率という表から金額を算出させていただいているのですけれども、われわれもそこに基つきまして、再度検討いたしまして、その、製造業、その部分を根拠として使わせていただきました。

製造業のところを見ますと、引上げ率と引上げ額というところがあるのですが、前回、お話ししたとおり、引上げ率というところでは格差の是正というのが

できませんので、引上げ額を基準といたしまして、前年度、前々年度の引上げ額、そこから持ってきております。

もう一つは、4表の の一般パート計、一般、パート、それぞれ項目があるのですが、一般パート計ですと引上げ額が22円、一般のところを見ますと24円となっています。パートさんになると19円。

そういうような金額なんですけど、本来でしたら22円というところをとるという考え方もございますが、組織労働者、そういったところの引上げ額が、今年の賃金の引上げ額が高いものですから、一般のところの24円というところを根拠とさせていただきます。

以上です。

(伊藤部会長)

はい、ありがとうございます。

一般の24っていうのは。

(櫻井委員)

はい、具体的にはですね4表の の製造業令和3年6月、1,549、令和4年6月1,573。

(伊藤部会長)

あ、Bのところ。

(櫻井委員)

はい、山梨県はBランクですからBのところですね。

(伊藤部会長)

はい、ありがとうございます。

それでは、次に使用者側、お願いいたします。

(川島委員)

はい、使用者側としましては、考え方自体は変わっておりませんので、とりあえず18円ということで、変更ございません。

(伊藤部会長)

はい、ありがとうございます。

ただいま、労使双方から、金額を提示いただきました。

これから、公益委員による各側との個別折衝を行います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、各側の委員には、

一旦控室で待機をお願いいたします。

それでは、いったん専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額折衝を実施)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 使用者側との折衝

(1) 使用者側の主張

賃金の上昇率だけ見ると10数円上がってしまう。これに物価上昇率をどう考えるかということがあるが、使用者側としては、円安の材料費の値上げをどう手当てするかという気持ちがあって、なるべくなら少ないほうが良いと思っている。

労働者側の24円は使用者側の考えに沿っていただいたような雰囲気はあるのだが、使用者側としては、18円から上げるのは厳しいと思っている。

(2) 公益委員の見解

最低賃金ということもあり、4表の のBの部分の上昇率1.8などを参考としてみることはできないか、それに前回の話にもあった物価上昇率の0.6を足して2.4で、22円から23円になることも考えられる。

(3) 使用者側の主張

公益委員の意見について使用者側委員で検討した結果、23円をお願いしたい。

3 労働者側と折衝

(1) 公益委員の見解

公使協議において、公益側の見解として4表の のBの部分の上昇率1.8に物価上昇率の0.6を足して2.4する考え方などを提案したところ、使用者側から23円の提示があったこと等を説明し、使用者側の金額について検討を求めた。

(2) 労働者側の主張

労働者側委員で検討した結果、23円で決着したい。

(以上で金額折衝を終了)

(伊藤部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いし、各側の見解及び意見をもとに、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、ここに公益案をとりまとめるに至りました。

それでは公益案を提示します。

(伊藤部会長)

それでは、公益案を読み上げます。

令和4年度、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正審議公益委員案。

令和4年10月26日。

労働者代表委員及び使用者代表委員の基本的見解を踏まえ、数次にわたって個別折衝を重ねた結果、下記のとおり公益委員案をとりまとめるに至りましたので、ここに提示します。

記。

1時間961円、引上げ額23円、引上げ率2.45パーセント。

以上、双方のこれまでの折衝を踏まえ、公益案を提示させていただきました。

(伊藤部会長)

続きまして、この公益案について採決を行います。

慣例により、反対から伺います。

公益案に反対の委員は、挙手を願います。

反対は、いらっしゃらないですね。

公益案に賛成の委員は、挙手を願います。

8名ですね。

ありがとうございました。

以上のとおり、全会一致をもちまして公益案どおり可決させていただきました。

次に、発効日についてお諮りいたします。

本日結審いたしますと、異議の申出がない場合は、法定発効として、最短で、12月25日日曜日に発効となりますが、これにつきまして何か御意見等はございますか。

(各側委員)

(意見等なし。)

(伊藤部会長)

それでは、発効日につきましては、法定発効日といたします。

ただいまの当専門部会の結論、審議経過等につきましては、次回の本審において、報告することとなります。

その報告書案を事務局に作成いただきましたので、報告書案の配付と朗読をお願いします。

(賃金室長)

報告書案につきまして、朗読させていただきます。

案。

令和4年10月26日、山梨地方最低賃金審議会会長、反田一富殿。

山梨地方最低賃金審議会、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会
部会長、伊藤一帆。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書。

当専門部会は、令和4年8月23日、山梨地方最低賃金審議会において付託された山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

以下、委員の皆様の御名前がございますが、朗読は省略させていただきます。
続きまして、次のページを御覧ください。

別紙になります。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金。

1、適用する地域。山梨県の区域。

2、適用する使用者。前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社、管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る、を営む使用者。

3、適用する労働者。前号の使用者に使用される労働者。

ただし、次に掲げる者を除く。

(1)、18歳未満又は65歳以上の者。

(2)、雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの。

(3)、次に掲げる業務に主として従事する者。

イ、清掃又は片付けの業務

ロ、手作業により又は手工具若しくは小型電動工具を用いて行う熟練を要しないバリ取り、取付け、穴あけ、レッテル貼り・ラベル貼り又はかしめの業務。これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。

ハ、手作業により行う熟練を要しない検数、供給取り揃え、包装、袋詰め、箱詰め、選別又はマスキングの業務。これらの業務のうちライン工程の中で行う業務を除く。

4、前号の労働者に係る最低賃金額。1時間961円。

5、この最低賃金において賃金に算入しないもの。精皆勤手当、通勤手当及び家族手当。

6、効力発生の日。法定どおり。

次のページは、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定審議経過の概要でございます。

専門部会につきましては、第1回を令和4年9月28日に開催いたしました。

第2回目を10月6日に、第3回目を本日開催いたしまして、金額審議を行っていただいた結果、全会一致により決議をいただきました。

以上でございます。

(伊藤部会長)

それでは、この報告書案につきまして、何か御意見等はございますか。
よろしければ、この報告書案のとおり、次回の本審に報告したいと思います。
いかがでしょうか。

(各側委員)

異議なし。

(伊藤部会長)

ありがとうございます。

続きまして、部会の結論が全会一致の場合の取り扱いにつきまして、8月23日の本審におきまして、部会の結論が全会一致の場合は、これを本審の結論とする旨、了承されております。

そのため、ここで、山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金改正に係る山梨地方最低賃金審議会の答申を行うこととなります。

事務局に答申案について作成をいただいておりますので、答申案を配付のうえ、朗読をお願いします。

(賃金室長)

それでは答申案について朗読させていただきます。

案。

令和4年10月26日、山梨労働局長生方勝殿。

山梨地方最低賃金審議会会長反田一富。

山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、答申。

当審議会は、令和4年8月23日付け山梨労発基0823第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のとおり結論に達したので答申する。

次のページは別紙になりますが、先ほどの部会報告書と同じ内容となりますので、朗読は省略させていただきます。

以上でございます。

(伊藤部会長)

ただいまの答申案につきまして、何か御質問はございますか。

(各側委員)
(質問等なし。)

(伊藤部会長)
ないようですので、これにより答申したいと思います。

【 部会長、労働基準部長に答申文を手渡す。 】

(伊藤部会長)
それでは、ここで労働基準部長から御挨拶をいただきます。

(労働基準部長)
労働基準部長の岡村でございます。
ただいま、令和4年度、山梨県自動車・同付属品製造業最低賃金の改正の御答申をいただきました。
本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響のほか、原材料等の高騰や物価の上昇など雇用・経済への様々な影響が生じている厳しい状況の中での御審議となり、委員の皆様方には、大変な御苦勞をいただきましたこと、併せて、労使の信頼関係の下に、全会一致で決議いただきましたことに、心から御礼申し上げます。
本答申を受けまして、当局としましては、発効日に向けて所定の手続きを進めて参ります。
また、発効後は、改正された特定最低賃金額につきまして、県内の多くの労使関係者に周知を図って参りたいと思います。
委員の皆様方には、本日の答申に至るまでの各委員の真摯な御議論、御尽力に改めて感謝申し上げまして、答申に対する御礼の言葉とさせていただきます。
誠にありがとうございました。

(伊藤部会長)
次に、今後の公示等の手続につきまして、事務局から説明をお願いします。

(賃金室長)
今後の手続について御説明いたします。
まず、最低賃金法第11条第1項の規定により、本日中に、この答申内容を山梨労働局の掲示板に公示いたします。
また、最低賃金法第11条第2項に、関係労働者及び関係使用者は公示の日から15日以内に異議を申し出ることができることとされています。
この異議申出の締め切りは、11月10日となります。

なお、関係労使から異議の申出がなされた場合は、審議会の意見を求めることと規定されておりますので、本審の委員の皆様の日程を改めて調整させていただき、異議申出について審議を行う、いわゆる異議審を開催させていただきます。

異議申出がなされなかった場合は、労働局長が答申に沿って、特定最低賃金の改正決定を行い、官報公示を行わせていただきます。

この官報公示がなされ、その30日後に発効することとなります。

官報公示は、最短で、11月25日金曜日にされる予定となります。

発効日は、官報公示の30日後に法定発効となりますので、12月25日日曜日に発効の予定となります。

以上でございます。

【 議事（2）その他 】

（伊藤部会長）

それでは、次の議題の「（2）その他」に入りますが何かございますか。

（各側委員）

（特になし。）

（伊藤部会長）

それでは、以上で、本日の専門部会を終了したいと思います。

全会一致での結審となりましたので、これにより本年度の山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会における全ての審議は終了しました。

本日の議事録の確認ですが、櫻井委員と川島委員にお願いします。

本日はお疲れ様でした。

ありがとうございました。